

大市監第82号
令和2年8月11日

大村市長 園田 裕史 様

大村市監査委員 高木 邦彦

大村市監査委員 山口 弘宣

令和元年度大村市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査に付された令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和元年度大村市健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）

第2 審査の着眼点

- （1）健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合しているか。
- （2）健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数は、正確か。

第3 審査の主な実施内容

この審査は、大村市監査基準（令和2年大村市監査委員告示第1号）に準拠し、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問及び閲覧の手続により実施した。

第4 審査の実施場所及び日程

- （1）実施場所 監査委員事務局
- （2）日程 令和2年7月17日から同年8月5日まで

第5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であると認められた。

令和元年度の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。

今後も、当該比率に十分留意の上、中長期的な視点に立った健全で持続可能な財政基盤の構築に努められたい。

第6 審査の概要

健全化判断比率及びその概要については、次のとおりである。

（単位：％）

比 率 名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和元年度	—	—	8.8	52.3
平成30年度	—	—	7.4	65.0
増 減	—	—	1.4	△12.7
早期健全化基準	12.50	17.50	25.0	350.0

（1）実質赤字比率について

一般会計における実質収支は5億336万円の黒字であり、実質赤字比率は算定されない。

(2) 連結実質赤字比率について

一般会計及び特別会計の実質収支並びに公営企業会計の資金不足額・剰余額の合計である連結実質収支は186億5,028万円の黒字であり、連結実質赤字比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は、8.8%であり、前年度と比べて1.4ポイント悪化したものの早期健全化基準の25.0%を下回っている。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は、52.3%であり、前年度と比べて12.7ポイント改善し、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

令和元年度大村市資金不足比率審査意見

第1 審査の対象 資金不足比率

第2 審査の着眼点

- (1) 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合しているか。
- (2) 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数は、正確か。

第3 審査の主な実施内容

この審査は、大村市監査基準（令和2年大村市監査委員告示第1号）に準拠し、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問及び閲覧の手続により実施した。

第4 審査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局
- (2) 日程 令和2年7月17日から同年8月5日まで

第5 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であると認められた。

資金不足比率は、各公営企業会計において資金不足が生じていないため算定されない。

各公営企業会計においては、引き続き収入の確保に努めるとともに、経費の削減及び業務の効率化を図り、安定した経営基盤の構築に努められたい。

第6 審査の概要

資金不足比率は、次の表のとおりである。

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和元年度	平成30年度	
大村市工業団地整備事業特別会計	—	—	20.0
大村市水道事業会計	—	—	20.0
大村市病院事業会計	—	—	20.0
大村市モーターボート競走事業会計	—	—	20.0
大村市工業用水道事業会計	—	—	20.0
大村市下水道事業会計	—	—	20.0
大村市農業集落排水事業会計	—	—	20.0